

卒論

年金税方式はどうなのか

経済学部経済システム課程

久保 佑貴

目次

はじめに

第1章

年金税方式について

- I 年金税方式のケース
- II 年金税方式の課題
- III 税方式の問題点
 - ① 財源の不安定性
 - ② 不公平感
- IV 海外の税方式
- V 税方式のまとめ

第2章

年金社会保険方式について

- I 社会保険方式の誤解
 - ① 納付率の低下
 - ② 給付減・負担増の終着点が見えない
- II 実際にはどうなのか
 - ① 積立金の問題
 - ② 給付の問題
- III 社会保険方式のまとめ

第3章

確定拠出型年金について

- I 確定拠出型年金の内容
 - ① メリットとデメリット
 - ② 導入方法
- II アメリカの実績（401K）
- III 確定拠出型年金のまとめ

おわりに

前書き

卒業も間近に迫り私も年金を払うようになるわけだが、月にどの程度納めるのか、どのくらい受給できるのかなど詳しくは知らなかった。またテレビなどで現在の積立方式は破綻しているという話をよく耳にするので不安であった。年金方式には積立方式の他に、税方式やスウェーデン方式、ドイツの職業別階層別などと様々な制度の種類があるが、この中では税方式が施行される可能性が一番高い。それは現在与党である民主党がマニフェストに掲げているからだ。しかしこの税方式には大幅な増税が必要であり、私は賛成できないと考えた。そこで税方式について詳しく調べ、それを卒業論文にしようと考えた。

税方式というのは現在の日本の年金制度の状況を打開するためのものとされているので、まず第一章で税方式の内容に触れ、様々な面から税方式のメリットやデメリットなどについて調べていく。第二章では現行の社会保険方式の内容や抱える問題点、厚生労働省の見解を紹介し、実際にはどうなのかについて検証する。第三章では確定拠出型年金について紹介し、海外での実績やメリット、デメリットを挙げていく。最後にこの三つの方式を比べ、将来年金はどのようになるべきかを考えていく。

第一章 年金税方式について

現在の年金制度が給付と負担について世代間における不公平性をもっているという意見は多い。また年金制度に対する不信から若年層における保険料の未納率が高くなっていることや社会保険庁の年金記録管理がずさんであることを問題とする人もいる。これらの問題を解決していく手段の1 つとして考えられているのが基礎年金保険料の税方式化である。

税方式では、保険料の納付がないため、未納・未加入の問題が解消される。保険料負担能力のない低所得者でも年金を受給できるため、無年金問題が生じない。税は、高齢者も負担するため、世代間の不公平も解消される。保険料納付の記録管理が不要で、年金記録紛失のような問題が生じない。このように、税方式はシンプルで分かりやすい制度であり、確かに未納問題や記録管理の面ではメリットとなるだろう。しかし現行制度から税方式に移行するには、いくつかの課題がある。

I 年金税方式のケース

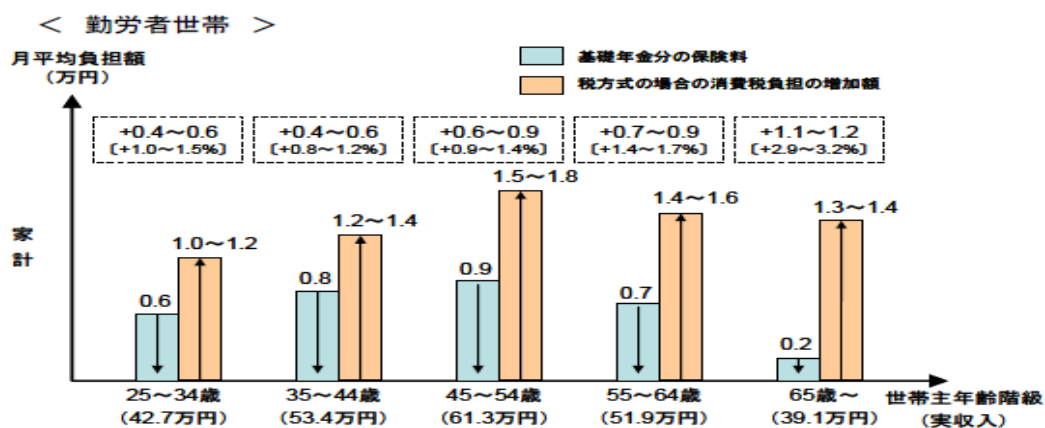
- A案 過去の保険料納付実績については、全く勘案せず、全員に税方式の基礎年金の満額給付を行う
- B案 過去の保険料未納期間に係る分については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額する
- C案 過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付する（3万3000円上乗せ）
- C`案 過去の保険料納付期間に係る分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして給付する（6万6000円上乗せ）

II 年金税方式の課題

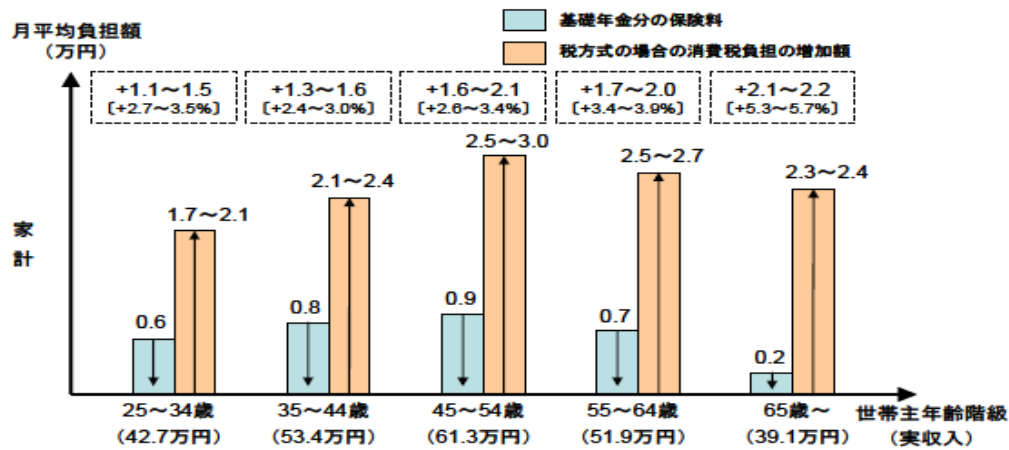
- ① 仮に、現行の国庫負担分1/2 をそのままとして、残りを税で賄うとすると、平成22年度の基礎年金拠出金総額が21.1兆円、国庫負担分が10.6兆円として、残りの10.5兆円の財源が必要になる。これを消費税で賄うとすれば、最低でも4～5%の税率アップが必要となる。（民主党のマニフェストでは最終的に18%になるとされている）
- ② これまでの保険料の納付実績の扱いをどうするかが問題となる。公平を期するため、これまでの納付実績に応じて現行制度に準じた給付を行うとすれば、低年金・無年金の問題は即座には解消されない。

Ⅲ 税方式の問題点

この①では年金税方式に変更された場合には最低でも5%ほどの消費税増が必要とされている。では現行制度と比べて納税者にはどのような影響があるのだろうか。下図は社会保障国民会議による試算である。

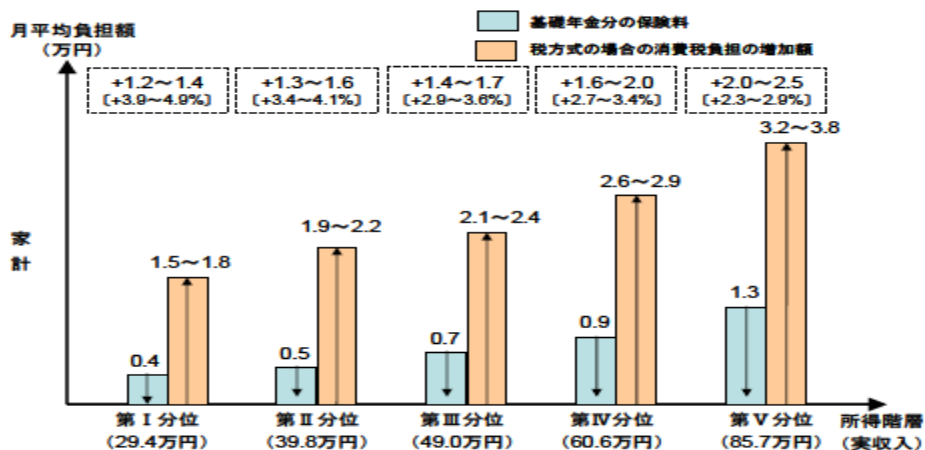


この図はこれまでの納税に関わらず一律に年金を給付することを前提とした試算である。このように税方式になった場合、どの年代でも基礎年金の保険料軽減よりも年金税方式の税率増加により負担額は増加する。



また②で言われている納付実績のある者への問題であるが、上図は過去の納付者には負担分を上乗せした試算である。一律の場合よりも負担額は増加する。

次に下図は、所得別の負担の変化を表すものである。

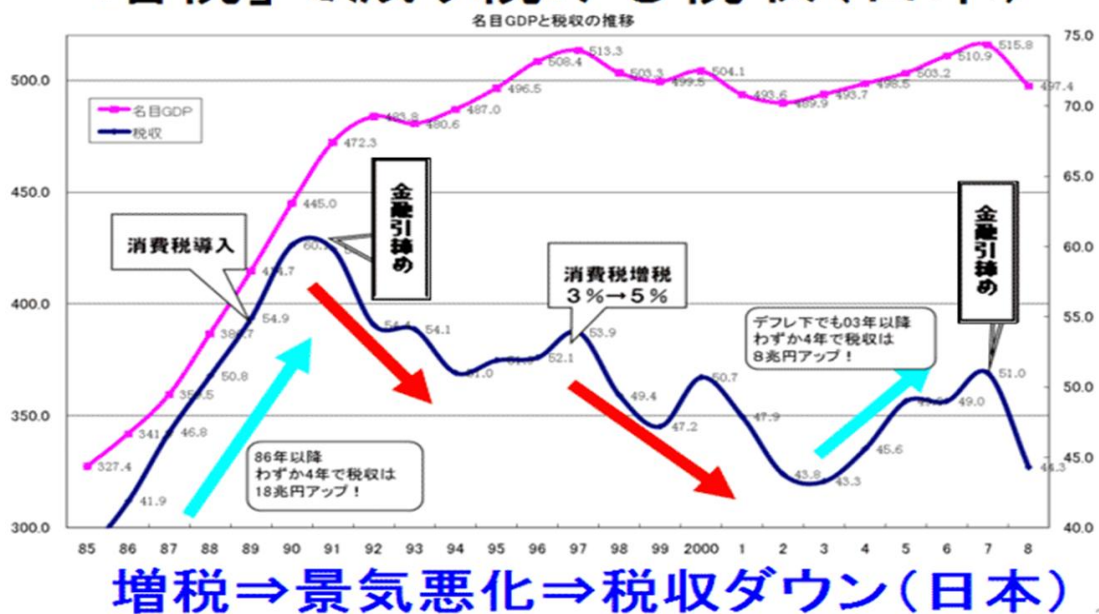


税方式になった場合、実収入に対する比率としては低所得層の方が増加率は大きくなるので、相対的に負担率も大きくなる。このようにすべての世代（特に低所得者層）では大幅な負担増となるので、国民の理解は得られるとは思えない。

さらにこの最低4～5%の税率増（最大18%）であるが、これは消費税率1%分の税収予測をもとにしている。この消費税収は2008年度予算額である10兆6,710億円を名目経済成長率で伸ばすことで将来予測し、その額を消費税率4%で割ることで将来の1%分の消費税収としているのだが、この通りに税収は増加するのだろうか。

① 財源の不安定性

「増税」で減り続ける税収（日本）



消費税の導入（および金融引き締め）による景気悪化で、1990 年の税込 60.1 兆円から 1994 年の税込 51.0 兆円に減少しており、内訳は、所得税 26.7 兆円から 20.4 兆円へ（6.3 兆円減収）、法人税 18.4 兆円から 12.4 兆円（6 兆円減収）である。消費税導入により、消費税分の約 5 兆円増えたが、所得税、法人税が 12.3 兆円減少した。さらに、97 年に 3% から 5% への増税があったが、こちらも同様に 1997 年の税込 53.9 兆円から 2003 年の税込 43.3 兆円となった。内訳としては所得税 19.2 兆円から 9.6 兆円へ（9.6 兆円減収）、法人税 13.5 兆円から 10.1 兆円（3.4 兆円減収）である。消費税増税で、消費税分が約 4 兆円増化した、所得税、法人税は約 13 兆円減少した。以上のことを踏まえれば、税では資金的に不安定であり、施行するのは厳しいと考えられる。

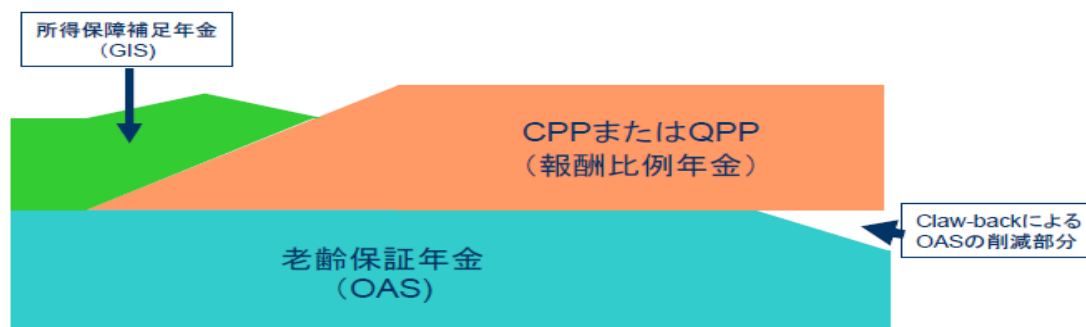
② 不公平感

また、税方式にすることによって不公平感が無くなるとされているが、どうなのだろうか。先ほど述べたようにすべての世代で負担増となっている。さらにその影響をもっとも受けるのは低所得者である。この点から所得階層間の不公平があることがわかる。税方式にすることによって、世代間の不公平感は緩和されるかもしれないが、所得階層の不公平は広がる。

IV 海外の税方式

まず注意点として、カナダ、オーストラリア、デンマークなど税方式で年金が運営されている国もあるが、そういった国は始めから税方式で運営されており、途中から税方式へ切り替えた国はないということである。

カナダでは OAS（Old Age Security program）と呼ばれる税方式の老齢年金と CPP（Canada Pension Plan）という社会保険方式の 2 本立ての年金制度をとっている。OAS は、税収を財源に政府が支給するもので、保険料の徴収はなく、65 歳以上になると支給される。一方、CPP は、就労中に支払った保険料の額に応じて、退職後に年金を受け取る制度で、徴収された保険料を財源に運営されている。このようにカナダでは基礎年金部分を税方式で賄い、2 階部分を国民年金のような形にしている。



この OAS は高齢者の貧困問題を早急に解決するために導入されたものであり、それだけでは引退後の生活水準の落差が大きいため、CPP が導入された。しかしカナダの経済の低迷が起きると OAS の切り詰めの議論がされ、実際に 98 年には 9.8%削減されている。

またデンマークでは 1 階部分が老齢年金、2 階部分が職域年金や公務員年金、3 階部分は個人年金という年金制度をとっている。基礎年金に関しては月々の納付金はなく、全て税金（消費税 2.5%、所得税約 4.6%）から賄われている。加入のための手続きも一切なく、65 歳になる前に自分で役所へ行って、申請の手続きをするだけである。

これらの国は医療費や教育費などが無料であり、介護などの社会保障制度も充実している。また食料品などは軽減税率が導入されており、家賃のケアもある。このように海外で税方式を導入している国は、税が高くても医療費などは無料という安心感がある。

日本がこの税方式を導入するには、保険料を支払ってきた人たちが損をしないように調整していくと、移行には 65 年ほどの長い期間が必要だと言われている。

年次 (%)		
年次	日本	カナダ
1950	4.9	7.7
1955	5.3	7.7
1960	5.7	7.5
1965	6.2	7.7
1970	7.0	7.9
1975	7.9	8.5
1980	9.1	9.4
1985	10.2	10.3
1990	12.0	11.3
1995	14.4	12.0
2000	17.2	12.6
2005	19.9	13.1
2010	22.6	14.1
2030	30.8	22.7
2050	37.8	25.5

(資料) UN World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database

また、上表のカナダと日本の高齢化の割合を比べてみると両国には大きな違いがあるため、カナダと同じようにというわけにはいかないだろう。

V 税方式のまとめ

税方式は保険料納付の記録管理が不要で、年金記録紛失のような問題が生じない。よって未納問題や記録管理の面では改善される。しかし、どの年代でも基礎年金の保険料軽減よりも年金税方式の税率増加により負担額は増加する。また、実収入に対する比率としては低所得層の方が増加率は大きくなるので、相対的に負担率も大きくなる。よって現行制度よりも所得階層の不公平感が増大する。

財政面でも増税による効果により景気は悪化し、税収が下がることはこれまでの経緯を見れば分かる。税は景気によって左右されやすいので、財源としては不安定であり施行するのは難しい。また制度移行の難しさもあり、保険料を支払ってきた人たちが損をしないように調整していくと、移行には65年ほどの長い期間が必要だと言われている。さらに社会保険方式から税方式に移行した実績のある国がないこともデメリットだろう。以上のことから税方式はデメリットの方が大きいと考えられる。

移行するのであれば、しっかりとした軽減税率の導入や医療・介護の充実など、国民にとってのメリットを増やすことが必要である。

第二章 年金社会保険方式について

では危機的状況とされている日本の年金制度はどのようなのだろうか。日本の公的年金は社会保険方式となっており、強制加入の仕組みをとっている。制度としては加入者それぞれが保険料を拠出し、それに応じて年金給付を受ける。この方式は給付と負担の関係が明確であることから、国民の理解を得やすいとされている。

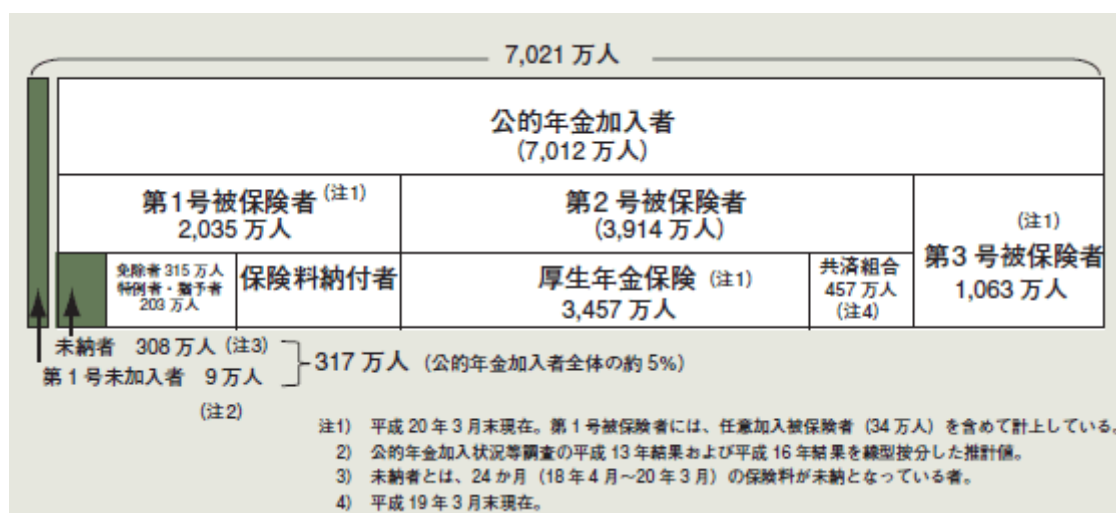
平成 22 年度の国民年金保険料の納付率は 63%、23 年度は納付率 60.3%の過去最低となり、厳しい状況である。現在保険料は段階的な引き上げが実施されており、国庫負担の割合も 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げられている。また 2009 年からは公的年金積立金の取り崩しが行われており、保険料や公費、運用利益といった収入よりも給付総額が上回る状況であり、このままいけば 2031 年には積立金が枯渇する可能性があると言われている。現在日本の年金制度はこのような状況に陥っている要因として主に①非正規社員の増加による納付率の低下②世代間の不公平感③負担増、給付減の終点がみえないという 3 点があげられる。

I 社会保険方式の誤解

① 納付率の低下

この点に関して多くの人が「今から国民年金に加入しても、どうせ自分たちの老後時には破綻しているから払い損になる」「未納、未加入者が多いようだから、年金はいずれ破綻する」という考えを持っているようだが、これは大きな誤解である。またマスコミなどでは納付率が約6割と報じられているが、これは日本国民全体の約4割が国民年金の保険料を

支払っていないという意味ではない。そもそも国民年金の加入者は、自営業者、学生、フリーター、無職など、自分で保険料を納めなければならない人たち（第1号被保険者）だけで構成されているわけではない。厚生年金や共済年金を支払っているサラリーマンや公務員（第2号被保険者）などからも構成されている。厚生年金や共済年金の保険料の中には国民年金の分も含まれているため、結局のところ、日本国民全体が加入する仕組みになっている。したがって、国民年金の納付率は、自営業者、学生など、自分で保険料を納めなければならない人たち（第1号被保険者）の中に限ってみれば、約6割となっている。しかし、国民全体における国民年金の納付率は9割以上であり、未納者の割合は5%程度の話に過ぎない。そのため、第1号被保険者の未納者の割合が上がろうが下がろうが、年金制度に与える現実的な影響は非常に小さく、破綻するというのは大げさな話なのである。



また未納者が保険料を支払わないと、その分は高齢者に回る資金が不足してしまうのではないかという意見があるが、日本では将来の年金の支払いに備えるために年金積立金と呼ばれる約200兆円の資金がある。そのため、国は未納者によって生じた不足分は年金積立金を利用して、高齢者に支払うことになる。そして、未納者は将来に年金をもらうことができない。すなわち、国は未納者には年金を支払う必要がないため、未納者が未納者でなかった場合に支払われるべき年金が「年金積立金」の中から減ってもあまり問題は起きないのである。

② 負担増、給付減の終点がみえない

2004年の年金改正により、「国民年金」の月額保険料が2005年4月分より毎年280円ずつ増加し、2017年で固定（16900円分の価値）になることが決まった。例えば、今年20歳の人「国民年金」のみを40年間払い続けるとしたら、払込総額は約800万円となる。高齢者が現行制度下でもらえる年額は約80万円（約6万6000円×12ヶ月）。仮に65歳から80歳まで生

きたと仮定すると、総額約1200万円となる。つまり、800万の保険料負担で、1200万円もらえると考えれば、利回りは約1.5%となる。

厚生年金				国民年金		
2010年の年齢	保険料負担	年金給付額	倍率	保険料負担	年金給付額	倍率
70歳	900	5600	6.5	300	1400	4.5
65歳	1000	4800	4.7	400	1300	3.4
60歳	1200	4700	3.9	500	1300	2.7
55歳	1500	4900	3.3	600	1300	2.2
50歳	1800	5100	2.9	700	1400	1.9
45歳	2100	5600	2.7	800	1500	1.8
40歳	2400	5900	2.5	1000	1500	1.6
35歳	2700	6400	2.4	1100	1700	1.5
30歳	3000	7000	2.3	1200	1800	1.5
25歳	3300	7600	2.3	1300	2000	1.5
20歳	3600	8300	2.3	1400	2200	1.5
15歳	3900	9000	2.3	1500	2300	1.5
10歳	4200	9700	2.3	1700	2500	1.5
5歳	4600	10400	2.3	1800	2700	1.5
0歳	4900	11200	2.3	1900	2900	1.5

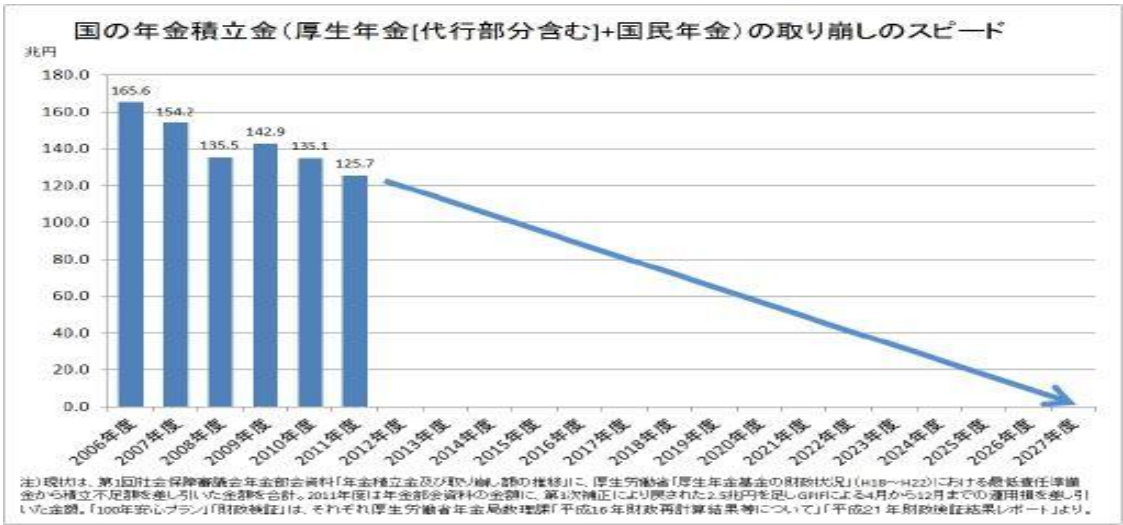
単位は、金額は万円、倍率は倍。厚生年金は妻が専業主婦のモデル世帯で夫婦がそれぞれ平均寿命まで年金を受給した場合。金額は物価上昇率で、09年度価値に換算した。厚生年金保険料は本人負担分のみ。端数処理のため、金額と倍率の異なる場合もある

来年70歳になる人の国民年金給付額は生涯にかけた保険料の4.5倍だが、35歳未満だと1.5倍止まり。世代間格差が大きいため不公平感は拭えないが、払い損にはならない。

Ⅱ 実際にはどうなのか

① 積立金の問題

これまでに述べた点だけ見れば、社会保険方式の方が勝っているように見えるが、実際にはどうなのだろうか。





この上図を見て分かる通り、積立金は11年度には110兆円近くまで取り崩されている。この40兆円もの取り崩しは全く想定外であり、このペースでいけば28年度には積立金は枯渇してしまう。厚生労働省の「100年安心プラン」や2009年の財政検証でもここまでの状況は想定されていないのは図からもわかる。

② 給付の問題

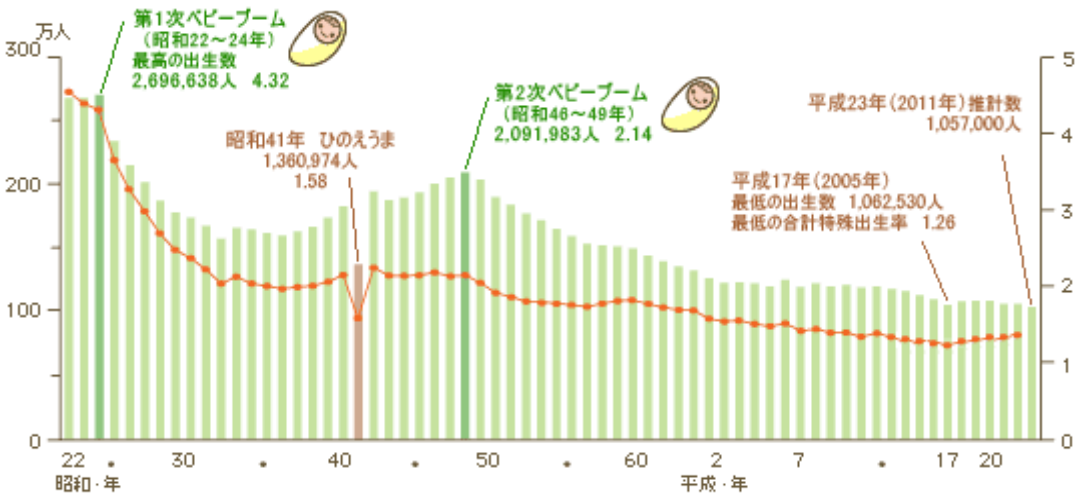
日本経済新聞によれば、名目利子率や賃金上昇率などは厚生労働省のデータに基づき、平均年収 750 万円のサラリーマンが 40 年間厚生年金に加入し、専業主婦の妻とともに平均寿命まで生きた場合を前提として専門家が試算したところ、2010 年末時点で、70 歳の方は 3090 万円の得、つまり支払う額より 3000 万円以上多く、生涯に年金を受け取れる計算となった。以下、65 歳の方は 1770 万円の得、60 歳の方は 750 万円の得と、だんだん利潤は減少するが、それでも受け取る額が支払った額を大きく上回っている。そして 55 歳の方が 170 万円の得となり、このあたりから下の世代は支払う額が受け取る額より多くなる払い損の世代になる。50 歳の方は 340 万円の払い損、40 歳は 1220 万円、30 歳は 1890 万円、20 歳の方は、2280 万円の払い損になるという分析結果が出ており、厚生労働省の考えとは大きく離れている。しかし、自営業者や派遣社員・フリーターが属する「国民年金」は別です。厚生年金は真逆で、支払いと受け取りの差し引きは、大幅にプラス収支になります。国民年金の支給年額は現在「加入年数×19800 円」という、単純な計算となっています。40 年間きっちり払い続けていれば、老後の支給額は年間 79.2 万円です。一方、支払いは 2017 年まで段階的に引き上げられる予定ですが、それでも月額 16900 円＝年額 20.28 万円までとなっています。何年生きるかによっても変化するが、男性の平均余命まで生きれば約 500 万円のプラス、仮に支給年齢が 70 歳から引き上げられたとしても、100 万円以上のプラス収支になる計算である。近年は、国民年金の未納者が増えていることが問題視されてい

るが、国民年金は加入が 25 年未満の人には一円たりとも支給されない。ゆえに、未納者が増えることが即、制度の破綻に繋がったりはしない。未納者の増加が即破綻に繋がらないと述べていたのはこの国民年金である。さらに、国民年金に赤字が生じても、厚生年金から補填される仕組みとなっている。このことが厚生年金が赤字になることの 1 つの原因である。

③ 少子高齢化による不公平感

まずはなぜ世代間の不公平感があるのは少子高齢化が元になっている。2001 年の時点では一人の老人を四人の働いている人達で支えているという状況である。ところが、2025 年の時点では「少子高齢化」が進んで高齢者と現役世代の比は、1：2になると予想されている。つまり一人の老人を二人の働いている人達で支えなければならなくなり、現役世代の負担が 2 倍になってしまうのである。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



65 歳以上の老年人口一人を 15 歳から 64 歳まで現役世代何人でささえるか				
1960	1980	2000	2020	2050
11.2 人	7.4 人	3.9 人	2.2 人	1.5 人

Ⅲ 社会保険方式のまとめ

社会保険方式は保険料の負担実績が将来の年金受給権の根拠となり年金額にも反映するので、現役時代の自助努力が将来の経済的自立につながり、負担と給付の関係が明確であるというメリットがある。デメリットとしては未納者の増加である。現在では 3 人に 1 人が保険料を滞納していることになっている。この高い滞納率を解消するために様々な免除制度が導入されているが、劇的に滞納率を下げる効果をあげることができていないのが現状だ。また、公的年金の保険料には、現在高齢化社会に向けて現役世代の負担増を抑制す

るために、「保険料水準固定方式」が導入されており、これにより保険料の上昇に上限を設け、その範囲内で年金額は調整されるようになっている。つまり、上限は定められているが、今後国民年金は平成 29 年度まで、厚生年金は平成 28 年度まで保険料が上昇することになっている。このことが国民の不安に繋がっている。また一番のデメリットは②給付の問題でも挙げた厚生年金の払い損、100 年安心プランの破綻などである。以上のように現行の社会保険方式はデメリットのほうが大きい。

第三章 確定拠出型年金について

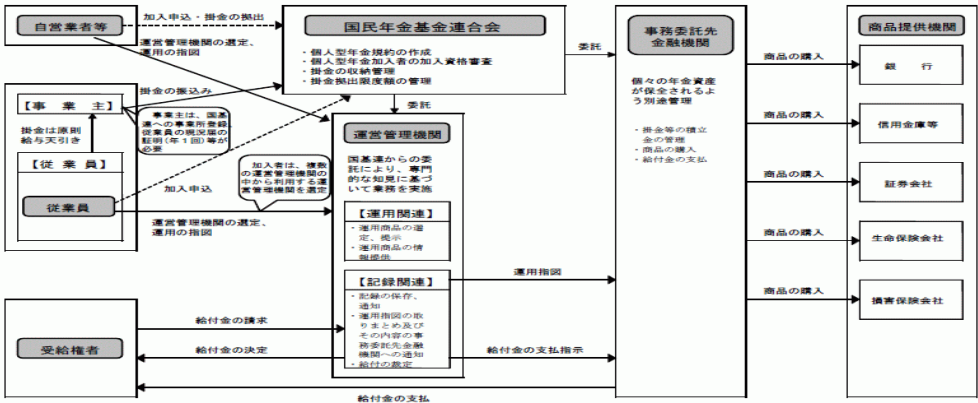
この方式は日本版 401K と呼ばれている。少子高齢化に伴って、現在の年金制度だけでは最低限の生活費を確保することも難しくなることから、高齢期の所得確保にかかわる自主的な努力を支援する制度として生まれたのが確定拠出年金である。この背景には様々なニーズがあり、主に企業、国、個人の 3 つである。

まず企業であるが、長期化する不況による株式市場の低迷により、企業収益が低迷した。このことによって、年金資産運用は不振となり企業の年金負担が増大した。この負担を軽減したいというのが企業のニーズである。

次に国であるが、少子高齢化や不況によって、公的年金の財政が悪化している。そのため保険料負担の増大や給付水準の切り下げが行われている。そのため確定拠出型年金にすることによって自助努力を支援したいと考えているのだ。

最後に個人であるが、終身雇用の変化や能力給志向の高まりによる、人材の流動化への対応や選択肢拡大が起こっているので、よりポータビリティの高い制度を望む声が出ている。このようなニーズによって確定拠出型年金の導入が検討されているのだ。

確定拠出年金制度（個人型）のイメージ図



I 確定拠出型年金の内容

この制度は加入者が運用リスクを負担するものである。第一のポイントは将来の受給額が積立年金の運用成果によって変動することである。いままでは運用成績が悪く約束の給付額に届かなかった場合は企業が不足額を負担していたが、この制度では企業は追加負担を迫られる事はなくなる。第二のポイントは従業員本人が主たる拠出者となるので、自分の老後生活のために積み立てる個人年金に近い性格をもっており、自助努力型の年金といえる。第三のポイントは税制上の優遇措置が与えられることである。確定拠出型の場合、拠出額を個人の所得から控除することができるため、一般貯蓄よりも税金面で有利になるのである。

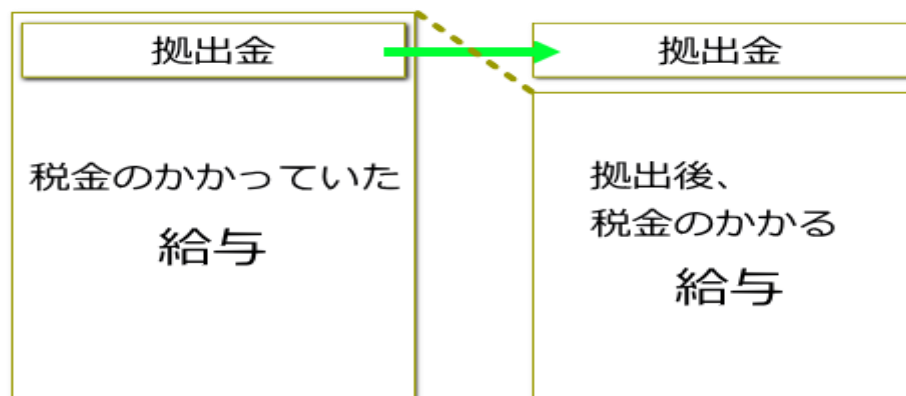
① メリットとデメリット

厚生労働省の見解では以下のようなメリット、デメリットがあげられている。

メリット
加入者個人が運用の方法を決めることができる。 ・社員の自立意識が高まる。 ・経済・投資等への関心が高まる。 ・運用が好調であれば年金額が増える。 ・年金資産が加入者ごとに管理されるので、各加入者が常に残高を把握できる。 ・一定の要件を満たせば、離転職に際して年金資産の持ち運びが可能。 ・企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。 ・掛金を算定するための複雑な数理計算が不要。 ・拠出限度額の範囲で掛金が税控除される。

デメリット
投資リスクを各加入者が負うことになる。 ・老後に受け取る年金額が事前に確定しない。 ・運用するために一定の知識が必要。 ・運用が不調であれば年金額が減る。 ・原則 60 歳までに途中引き出しができない。 (退職金の代わりにはならない) ・勤続期間が 3 年未満の場合には、資産の持ち運びができない可能性がある。 ・加入者ごとに記録の管理が必要になるため、管理コストが高くなりやすい。

以上のようなメリットとデメリットがあげられている。この方式での一番のメリットと
 いえば拠出金に対する所得税が控除されることだろう。また、社会保険料も控除されるの
 で、会社としてもコストダウンを図れる。



次にデメリットであるが、投資リスクを加入者が負わなければならないことである。給
 付額が運用成績によって変動するため、上手くいかなかったときは老後の生活設計を見直
 す必要があるのだ。企業側にとっては従業員に対する投資への教育コストがかかる。



このように現在企業型確定拠出年金の加入者は増加しているが、運用利回りは減少して
 いる。「労働組合の講習で制度の話をする機会がありますが、参加者に聞くと積極的に運用
 している人は1割に満たない印象です」(ファイナンシャルプランナーの原彰宏氏)などの
 ように運用している人がすくないようである。そのためしっかりとした投資への教育とい
 うものが必要なのだ。

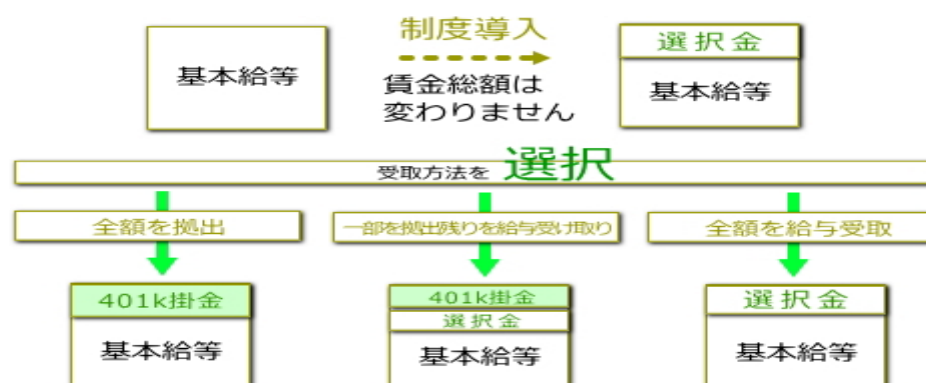
また、この方式で運営するには月額コストが発生する。これは加入者数や掛金額によっ
 て増減するものなのだが、社会保険料の軽減額が運営コストを上回り、結果としてコスト
 ダウンになる見込みである。

② 導入方法

導入方法としては

- A 既存の給与を掛け金の原資にする
- B 既存の退職金を掛け金の原資にする
- C 新しく掛け金を創設する

という3つのパターンがあり、これらを併用することも可能である。毎月の掛け金には上限額があり、他の企業年金制度を実施していない場合は5万1千円、実施している場合には2万5千5百円と定められている。拠出最低額は3千円となっている。



上図はAの場合のものであるが、既存の給与の一定額について、会社が拠出する401Kの掛け金とするか、従来通り給与として受け取るかの選択ができる賃金に変更し、従業員に選択させることができる。選択金の一部を401kの掛け金、残りを給与受取とすることも可能となっている。

企業型確定拠出年金の加入者数推移

(厚生労働省調べ)

2007年度	218.7万人
2008年度	271.1万人
2009年度	311.0万人
2010年度	340.4万人
2011年度	371.3万人

ここ5年で加入者は約150万人増。今後も導入企業は増えるとみられる。公的年金の受給開始年齢が引き上げられれば、それを補完する確定拠出年金の重要性は高まる。今から投資の知識を身につける必要がありそうだ

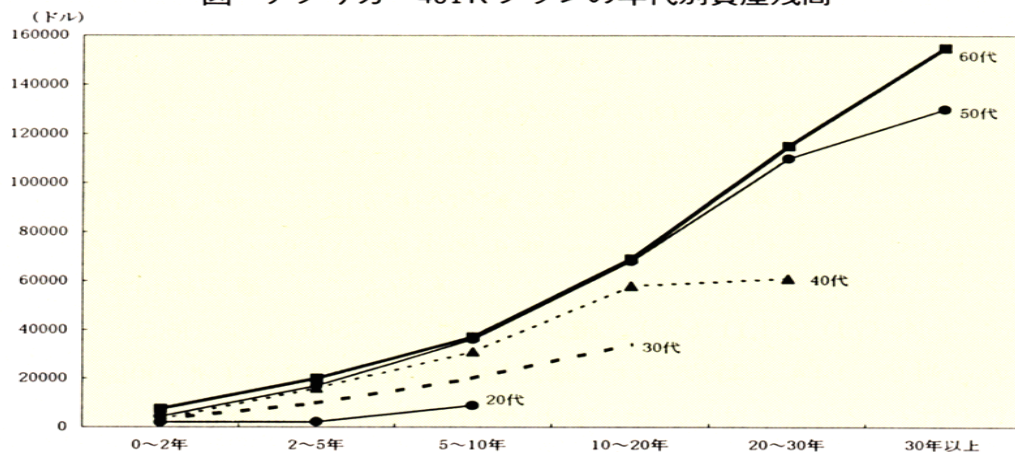
日本ではこの方式を取り入れている企業も増えているようである。上図は日本の企業型確定拠出年金加入者推移であるが、5年間で約150万人増加している。

Ⅱ アメリカでの実績（401K）

アメリカでは1983年に401Kプランが始まった。当初は一般的なものではなかったが、401Kの資産残高を見ると、83年から99年の16年間で23倍まで増加した。これは年金コスト削減手段を求める雇用者側にとって需要があるからだ。ほとんどの場合、確定拠出型制度のほうが確定給付型制度よりも雇用者側の負担は少なくなる。確定給付型年金プランのコストが年々変わって予測不可能であり、企業は雇用していない退職者のための費用を負担し続けるのに対して、401Kプランでは企業の責任は労働者を雇用している間に限られ、雇用者のコストを予測可能なものである。例えば、2009年にゼネラルモーターズが破綻した大きな原因の一つは、退職者に対する企業年金の支払いはもとより、その家族の医療補助などまでも会社が負担すると言う、退職者に対する過剰とも言える手厚い保障であった。このため、シリコンバレーでは、ごく普通の退職基金プランとして普及・定着しており、2012年現在全米で約6千万人が利用している。

また、401Kは政府にとってもメリットがある。労働者が名実共に自分の退職基金口座を維持することにより、退職後の生活資金に関する自助意識が高まり、相対的に社会保障のような公的年金や公的扶助に対する依存度が低下することが期待されるからである。

図 アメリカ・401Kプランの年代別資産残高



- (備考)
1. The Employee Benefit Research “Average account balances” により作成。
 2. 一人当たり資産残高。
 3. 資産残高には、個人勘定口座(IRA)に移管した場合の資産は含まれていない。

Ⅲ 確定拠出型年金のまとめ

以上が確定拠出型年金の内容である。確定拠出型年金は自主的な努力を支援するものであり、それに伴い運用にはリスクが出てくる。これが制度のデメリットである。しかし場合によっては受取額を増加させることもできるので、各個人の運用の勉強が必要である。さらに支給開始まで引き下ろせないとされているが、これは現行の制度でも同じであり、年金である以上仕方がないものである。この制度の全体的に見れば、税制上の優遇をはじめとしてメリットとなる部分が大きい制度になっていると考えられる。また、個人の努力によって受取額を増加できるというのが他の制度との大きな違いである。

おわりに

	メリット	デメリット
社会保険方式	負担と給付の関係が明白	未納率の増加 世代間の不公平
税方式	記録管理が容易 未納問題が解決	所得階層の不公平(負担増) 財源の不安定性
確定拠出型	税制上の優遇がある 自助努力により受給額増加	運用リスクがある 運用の知識が必要

これまで年金税方式、社会保険方式、確定拠出型の3つを見てきたが、私は確定拠出型年金に力を入れるべきであると考えた。

まずは年金税方式であるが、第一に財政運営の安定性に問題がある。これは増税に困難が伴い、他施策との競合や景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすいといった面があるからである。現在は景気も低迷しており、増税によって購買意欲も下がるので、さらに税収は減少すると考える。第二に詳細な情報が国民に出回っていない点である。確かにメリットだけ聞けば税方式にすべきと思うかもしれないが企業負担分が入っていないことや、実質的に負担が増えるというデメリットは、あまり国民に知られていない。年金税方式は不安定、不明瞭な部分が多く、これを施行または存続させるのは困難であると考えた。

次に社会保険方式であるが、問題点は未納者の増加であると考えられる。現在20歳の人は2280万円の払い損などの試算もあり、これが未納が増えている原因となっているのであろう。現在では3人に1人が保険料を滞納していることになっている。この高い滞納率を解消するために様々な免除制度が導入されているが、劇的に滞納率を下げる効果を

あげることができていない。また、年々納める額が増加していることも国民の不信感を煽り、未納率を上昇させているのだと考えられる。このように未納が増えているという事はそれだけ現行制度に期待している人が少なくなっているということではないだろうか。これらの点を見て、現行制度を維持していくのは難しいと考えた。

最後に確定拠出型年金であるが、全体的に見てメリットの方が多い制度であると感じた。まずは自分の努力によって受取額を増加できるという点である。これは言い換えれば運用のリスクがあるということでデメリットだと言われているが、しっかりと運用の勉強をすることによって回避することはできるのではないだろうか。自分の努力によって結果が変わるというのは今までにないものであり、私はメリットであると感じた。また、税制上の優遇をはじめとしてメリットとなる部分が大きい制度になっていると考えられる。アメリカでの実績などから見ても、良い制度なのではないだろうか。

以上のように各制度のメリットとデメリットを比較してみた結果、私は確定拠出型年金に力を入れるべきであると考えた。

参考文献

『「確定拠出型年金」で年金はどう変わる・老後はどうなる』

株式会社日興リサーチセンター・年金研究所・日興証券株式会社著

『年金は本当にもらえるのか』ちくま新書

鈴木亘著

『「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った?』扶桑社新書

細野真宏著

『年金積立制の検討を急げ』毎日新聞2012年3月12日朝刊

参考資料

N T T Data

<http://www.keieiken.co.jp/monthly/2009/0906-3/index.html>

日本経済新聞2012年7月14日

http://www.nikkei.com/money/features/34.aspx?g=DGXNMSFK10011_10072012000000

社会保障改革の経済学（学習院大学教授）

<http://blogs.yahoo.co.jp/kqsmr859>

基礎年金の改革をめぐる論点

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071502.pdf#search='%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E5%B9%B4%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%B9%E9%9D%A9%E3%82%92%E5%B7%A1%E3%82%8B%E8%AB%96%E7%82%B9'>

基礎年金保険料の税方式化について

http://www.apir.or.jp/ja/project/pdf/56_Pdf.pdf#search='%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E5%B9%B4%E9%87%91%E4%BF%9D%E9%99%BA%E6%96%99%E3%81%AE%E7%A8%8E%E6%96%B9%E5%BC%8F%E5%8C%96%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6'

税方式化による年金負担の増減

http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/15752/1/pie_dp376.pdf#search='%E7%A8%8E%E6%96%B9%E5%BC%8F%E5%8C%96%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E5%B9%B4%E9%87%91%E8%B2%A0%E6%8B%85'

厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/>
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>

マネーガイドJP～保険・年金・医療費

http://rh-guide.com/iryou_hoken/kousei_nenkin_son.html

独立系FP事務所「マネーラボ池袋」

<http://moneylab.ldblogger.jp/archives/51838503.html>

アメリカの確定拠出年金の現状

http://確定拠出年金.ms55.info/100401k/post_7.html

401Kプランの年代別資産残高

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h10/wp-pl98bun-60_1z.html

みずほ情報総研：基礎年金の全額税方式化

<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/contribution/2008/thinktanki080410.html>

401K支援パートナーズ

<http://www.401k-support.jp/benefit.html>

Web R25

http://r25.yahoo.co.jp/fushigi/rxr_detail/?id=20111117-00022036-r25

はじめて個人年金保険

<http://www.paci-nenkin.com/kouteki/683/>

デンマーク 公的年金の体系

<http://www.nensoken.or.jp/pension/pdf/Denmark2010.pdf>

TCPM Japan

<http://tcpm-21.com/pension.html>

カナダの公的年金制度の現状と財政の展望

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3480641_po_073301.pdf?contentNo=1

